

神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学会会則

2015年4月1日 制定

(名称)

第1条 本会は、神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務局を神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部の教育並びに研究の充実と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学術出版物の発行
- (2) 研究会及び学術講演会の開催
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもつて組織する。

- (1) 正会員 神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部の専任教員、及びグローバル・コミュニケーション学部の教育に関わる者で本会に入会を希望する者
- (2) 学生会員 グローバル・コミュニケーション学部生
- (3) 同窓会員 グローバル・コミュニケーション学部を卒業し、本会に入会を希望する者
- (4) 名誉会員 本会に特別の寄与をした者で、名誉教授及び総会で認めた者
- (5) 賛助会員 本会の目的・趣旨に賛同し、所定の会費を納入する者

(会員の義務及び権利)

第6条 会員は、会則第3条の趣旨に則り、本会の事業に協力しなければならない。

- 2 会員は、総会において定める年会費を納めなければならない。
- 3 会員は、本会の事業に参加することができる。
- 4 会員は、学術出版物等の配布を受けることができる。

(幹事会)

第7条 本会に幹事会を置く。幹事会は、第5条第1項に定めた正会員で構成する。

- 2 幹事会は、随時会長がこれを招集する。
- 3 幹事会は、事業報告案、決算報告案、予算案その他の重要事項の立案にあたる。
- 4 幹事会は、本会の通常の運営にあたる。
- 5 幹事会には、学会誌の編集担当委員を置く。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 (神戸学院大学グローバル・コミュニケーション学部長がこれにあたる)
- (2) 幹事 若干名

(3) 会計 若干名

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会費)

第9条 会員は次に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は除く。

(1) 正会員 年額 5,000円 (入会金 1,000円)

(2) 学生会員 年額 2,500円 (入会金 1,000円)

(3) 同窓会員 年額 2,500円

(4) 賛助会員

(団体) 年額 10,000円

(個人) 年額 5,000円 (入会金 1,000円)

2 学生会員は、入学時に入会金1,000円及び4年分の会費を一括納入する。

(経費)

第10条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金及び神戸学院大学からの助成金をもつてこれにあてる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計報告)

第12条 会長は、毎年会計年度終了後、会計監査を経て、総会に報告を行わなければならない。

(会則の改正)

第13条 本会則の改正は、幹事会の発議により、総会において行う。ただし、議決は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(内規)

第14条 第4条の規定による事業の運営に関する必要事項については、別に内規を定める。

附 則

この会則は、2015年4月1日から施行する。